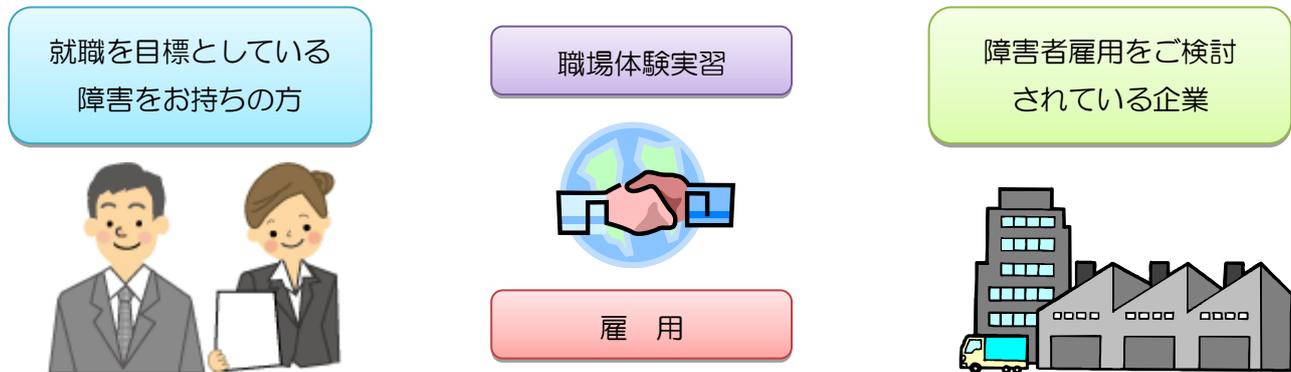


職場実習制度をご活用下さい

障害者就業・生活支援センターでは、地域で雇用をご検討されている企業と地域で求職活動を行っている障害者のサポートを行っています。



職場体験実習では

- 実際の現場で仕事を体験させて頂き、雇用が可能か（企業側）仕事として継続することが可能か（障害者側）の双方で、雇用前に確認していただける制度です。
- 実習期間中から当センターの職員が、状況に応じたサポートを行っております。
- 職場体験実習中は、賃金や保険等のご負担はありません。

※実習期間中のケガや事故につきましては、当センターで加入している傷害保険が適用になります。（自動車の運転・使用・管理に起因する賠償事故は対象外となります）

職場体験実習流れ



- 当センターにて「実習計画書」を作成後、ご本人から確認の署名をいただきます。登録先ハローワークと実習受け入れ先企業のご担当者へ計画書のご提出を済ませて実習が開始となります。
- 職場実習制度は、最短3日間から活用して頂くことが可能です。（平均5日間～10日間）

※仕事の内容や体験する方の障害の状況に合わせて、相談のうえ実習期間を設定させて頂きます。



障害者就業・生活支援センター トータス
群馬県藤岡市下栗須974-10
TEL：0274-25-8335